

(別紙2)

ごみ・リサイクルカレンダーの作製及び寄贈に関する協定書

大牟田市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、2026年度大牟田市広告入りごみ・リサイクルカレンダーに係る寄贈希望者募集要領に定める広告入りごみ・リサイクルカレンダー（以下「カレンダー」という。）の作製及び寄贈に関し次のとおり協定する。

(総則)

第1条 乙は、地域経済の振興及び行政コストの削減等を目的として、乙の費用においてカレンダーを作製し、甲に寄贈する。

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、この協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。

(カレンダーの配布期間)

第3条 甲によるカレンダーの配布期間は、カレンダーの納入日から令和9年3月31日までとする。

(カレンダーの寄贈枚数)

第4条 乙が甲に寄贈するカレンダーの必要枚数は、次の各号に掲げるカレンダーの種別に応じ、当該各号に定める枚数とする。なお、各校区の世帯数に大きな変動があった場合は、甲乙協議のうえこれを定める。

- | | | |
|------|-------------|---------|
| (1) | 倉永・吉野校区版 | 5, 850枚 |
| (2) | 上内校区版 | 900枚 |
| (3) | 銀水・羽山台校区版 | 7, 800枚 |
| (4) | 高取・三池校区版 | 6, 600枚 |
| (5) | 平原・白川校区版 | 6, 000枚 |
| (6) | 明治校区版 | 3, 100枚 |
| (7) | みなと・天領校区版 | 6, 550枚 |
| (8) | 駛馬校区版 | 4, 050枚 |
| (9) | 手鎌校区版 | 4, 200枚 |
| (10) | 大牟田中央・玉川校区版 | 6, 550枚 |
| (11) | 天の原・大正校区版 | 5, 800枚 |
| (12) | 中友校区版 | 2, 600枚 |

(広告主及び広告内容の基準)

第5条 乙は、広告主及び広告の内容について、大牟田市広告掲載要綱（平成19年

4月1日施行)、大牟田市広告掲載基準(平成19年4月1日施行)及び大牟田市
広告入りごみ・リサイクルカレンダーの寄贈に関する要綱(平成28年9月7日施
行)に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、広告主の募集に当たり、広告主の所在地が大牟田市内である企業又は事業
者等が全体の広告主の8割以上を占めるよう努めなければならない。

(カレンダーの作製)

第6条 乙は、別紙仕様書に従ってカレンダーを作製しなければならない。

(カレンダーの作製に当たっての留意事項)

第7条 乙は、カレンダーの作製に当たっては、カレンダーの仕様、広告の内容等
についてあらかじめ甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、カレンダーの仕様、広告の内容等について甲から変更又は修正を求められ
た場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(カレンダーの納入)

第8条 乙は、カレンダーを2箇所に分けて甲に納入するものとし、納入日及び納入
枚数は甲が指定する。

2 カレンダーの納入場所は、甲が指定する。

3 乙は、カレンダーの納入に当たっては、300枚ごとに梱包し100枚ごとに仕
切りを入れることとする。

(配布の中止等)

第9条 甲は、乙及び乙以外の広告主の責めに帰する事由により、寄贈を受けたカレ
ンダーが甲が配布するカレンダーとして適当でない認められるときは、当該カレ
ンダーの配布を中止するとともに、乙に対し代替するカレンダーの提供及び全戸配
布に掛かる費用を求めることができる。

2 前項の場合において、乙は、甲と協議の上、速やかに必要な措置を講じなければ
ならない。

(寄贈の取下げ)

第10条 乙は、自己の都合によりカレンダーの寄贈を取り下げるときは、書面によ
り速やかに甲に申し出なければならない。

(乙の責任)

第11条 乙は、カレンダーの作製及び広告の内容について一切の責任を負うもの
とし、第三者からの苦情等何らかの問題が生じたときは、直ちに問題解決のために対
応するものとする。

2 乙は、乙以外のものが広告主となる場合は、当該広告主がこの協定に定める事項
を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この協定から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は担保に供してはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲) 住 所 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
商号又は名称 大牟田市
代表者 大牟田市長 関 好 孝 印

乙) 住 所
商号又は名称 印
代表者名